航空法

１．案内情報

① 手続名	：	運賃及び料金の届出
② 手続根拠	：	航空法第１０５条第１項前段
③ 手続対象者	：	本邦航空運送事業者
④ 提出時期	：	航空運送事業を経営しようとするとき
⑤ 提出方法	：	届出書を作成し、特定本邦航空運送事業者（客席数が１００又は 最大離陸重量が５万キログラムを超える航空機を使用して行う本邦航空運送事業 者）については国土交通省航空局航空事業課、特定本邦航空事業者以外の本邦航空運送事業者については、地方航空局（東京・大阪）地域航空事業課へ提出してください。
⑥ 手数料	：	無し
⑦ 添付書類・部数	：	無し
⑧ 申請書様式	：	届出書
⑨ 記載要領・記載例	：	提出先となる国土交通省航空局航空事業課・地方航空局地域航空事業課にお問い合わせください。

２．窓口情報

① 提出先	：	国土交通省航空局航空事業課	０３－５２５３－８１１１（内線４９４５５）
		東京航空局地域航空事業課	０３－５２７５－９３１５
		大阪航空局地域航空事業課	０６－６９３７－２７０３
② 受付時間	：	提出先にお問い合わせ下さい。	
③ 相談窓口	：	国土交通省航空局航空事業課	０３－５２５３－８１１１（内線４９４５５）
		東京航空局地域航空事業課	０３－５２７５－９３１５
		大阪航空局地域航空事業課	０６－６９３７－２７０３

３．手続情報

① 審査基準	：	航空法第１０５条第２項
② 標準処理期間	：	-
③ 不服申立方法	：	行政不服審査法の規定による。